明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○経済産業省関係総合特別区域法施行規則（**経済産業**四五）　一
○救命艇手規則の一部を改正する省令（**国土交通**五六）　三
○船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令（**同**五七）　四
○都市鉄道等利便増進法施行規則の一部を改正する省令（**同**五八）　四
○特定水力発電事業関係総合特別区域法施行規則（**同**五九）　四

〔告示〕
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の附属書Ⅵの改正に関する件（**外務**二六二）　六
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅰの改正に関する件（**同**二六三）　八
○船舶料理士に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準（**国土交通**八一八）　九
○都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する基本方針の一部を改正する件（**同**八一九）　九
○国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件を廃止する件（**同**八二〇）　九

〔官庁報告〕
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　一〇
助産師国家試験の施行（同）　一三
看護師国家試験の施行（同）　一三
保健師助産師看護師試験委員の公告（同）　一四
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一四

〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十二年度平成二十三年五月分）、（平成二十三年度平成二十三年五月分）（財務省）　二〇

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構平成二十二事業年度財務諸表、日本放送協会落札者等、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　二七

省令

経済産業省令第四十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第五号イ及びロ並びに第三項第五号イ及びロの規定に基づき、経済産業省関係総合特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十三年八月一日

経済産業大臣　海江田万里

経済産業省関係総合特別区域法施行規則

（総合特別区域法第二条第二項第五号イの経済産業省令で定める基準）

第一条　総合特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第五号イの経済産業省令で定める基準は、中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業に関する事業計画（以下この条において単に「事業計画」という。）であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　国際競争力強化方針に照らして適切なものであること。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ　特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者（中小企業新事業活動促進法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。以下同じ。）が共同して行う事業であって、当該特定中小企業団体の組合員又は所属員の数が四以上であり、かつ、当該特定中小企業団体の組合員又は所属員の三分の二以上が特定中小事業者（資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人）以下の会社若しくは個人をいう。以下同じ。）、企業組合又は協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）であること。

ロ　企業組合又は協業組合が共同して行う事業であって、当該企業組合又は協業組合の組合員の数が四以上であり、かつ、協業組合が行う事業については、当該協業組合の組合員の三分の二以上が特定中小事業者であること。

ハ　中小企業者が他の会社（中小企業者であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）と合併（次に掲げる要件に該当するものに限る。以下ハ及び次条第一項第二号ハにおいて同じ。）する場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立した会社（以下「合併会社」と総称する。）が共同して行う事業を行うものであること。

(1)　合併しようとする者のうち特定中小事業者の数が四以上であること。

(2)　合併しようとする者の三分の二以上が特定中小事業者であること。

(3)　合併しようとする特定中小事業者の合併の際の株主又は社員の所有に係る当該合併会社の株式の数又は当該合併会社に対する出資の金額の当該合併会社の発行済株式の総数又は出資の総額に対する割合が三分の二以上であること。